

令和5年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年3月16日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和5年3月16日（午前9時1分）
出席議員 1番 大西 徹 2番 大野 原徳 3番 中西 久博
 4番 長谷川多一 5番 貞森 義和 6番 若宮 淳也
 7番 西井 仁司 8番 舟瀬 勝 9番 濱岡 裕之
 11番 中森 慰
欠席議員 10番 牧 幸作

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	産業振興課長	西村 夏之
副 町 長	西岡 一義	建設水道課長	森井 裕
総 務 課 長	中井 宏明	建設担当課長	阪口 昇吾
みらい安心課長	山下 喜市	会計管理者 兼出納室長	長谷川陽子
税務住民課長	迫本 晃	教育委員会教育長	中村 武弘
保健こども課長	作野 和幸	教育委員会事務局長	中井 均
長寿福祉課長	岡谷 吉浩		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西田 健	書 記	西村 美紀
書 記	宇田 真希	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員会常任委員長報告
- 日程第3 討論（議案第1号～議案第34号、発議第1号）
- 日程第4 採決（議案第1号～議案第34号、発議第1号）
- 日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第1号 令和5年度 度会町一般会計予算
- 議案第2号 令和5年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 令和5年度 度会町介護保険特別会計予算

- 議案第4号 令和5年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第5号 令和5年度 度会町水道事業会計予算
- 議案第6号 令和4年度 度会町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第7号 令和4年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第8号 令和4年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 令和4年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 令和4年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第11号 度会町個人情報保護法施行条例について
- 議案第12号 度会町情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 議案第13号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 度会町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 議案第15号 度会町職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議案第16号 度会町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例について
- 議案第18号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 度会町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 町道路線の認定及び変更について
- 議案第24号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第25号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第26号 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第27号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第28号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第29号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第30号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第31号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第32号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

議案第33号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

議案第34号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

発議第1号 度会町議会の個人情報保護に関する条例について

◎開会の宣告

(9時1分)

○議長(濱岡 裕之) ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、令和5年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

また、本日、10番 牧 幸作議員が欠席をいたしておりますので、御了承ください。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

1番 貞森義和議員。

《5番 貞森 義和 議員》

○5番(貞森 義和) 過日、一般質問通告をいたしました貞森でございます。

私の今回の質問は1点でございます。

度会町も高齢化が進んでおります。どこでも一緒ですね。それで、私もそうですが、独り暮らし老人が増えてきています。例えば、電化製品に不具合が出たとか、あるいはトイレの手を洗う水道の水が出なくなる、細くなってしまったので、もうちょっと出るようにならんかとかいうときに、水道屋さんをどうやって探したらいいとか、それからちょっと修理してもらおう電気屋さんはどこかにあるんやろかと。そんなんで、物を買うた家電のその販売店に聞けばいいんだらうと思うんですが、そういうことで、独り暮らしの人は悩んでおります。もう施設に片一方が行ってしまったとか、亡くなったみたいな。それぞれささやかなことですが、困り事の相談窓口というか、困り事を承るような窓口を役場内に設置しますから、ここへどうぞ言うてくださいと。例えば頭のええ人でしたら、これはこの問題やで建設課へ言おかとか、これはこっちやで、水道課言おかみたいなことになると思うんですが、なかなか役場とか、学校とか、警察とか、庁舎とかいうのは敷居が高いんで、なかなかよう言いません。ですから、役場にこういう窓口あるよって言ったら、これどんなことをしたらええやろうというのに、聞きやすい場所をつくってもらいたい。

解決までしてもらわなくていいんです。こんなことはどこへ聞いたらいいいんやろと。そしたら町内のこの商店言うたら、こういうブロックは売っていますよとか、そんなことになると思います。話ちょっとばらばらなんですけども、困り事が出てきたときに、ここへこう言うたらええとか、ここへこうしたらええという、そういう相談窓口をつくってはもらえないかというのが、私の質問の趣旨でございます。

一つ、こんな話をさせていただきます。私の近くにある町内のある区で、小さい山の麓に人家が数軒建つとんです。お日様が出てくるのは後ろから出てくるようになってとんです。昔の人らは賢いので、田んぼや畑は日が当たりやすいところへ作つとるんです。人家は少々もう朝10時頃、日当たってもええわぐらいで、山の裾へ作つとるんですね。そういう在所があつて、山裾に五、六軒の家があるんですけども、もともと日当たりは、そんなに早くから日当たる場所にはないんですが、戦後植林をしたわけです、後ろの山へ。そしたら、その植林が50年たってきたら、だんだん陰が大きくなってきて、朝、日当たるのは、9時頃当たつたやつが、もう10時やなから当たらないとか、昼まで日が当たらないみたいなことになってきて、数軒の人ら、これは困つたなど。後ろの山の木切ってもらえんかなみたいなことを、ぼそぼそと言うとつたら、後ろの山の持ち主の人が数人おるんですが、その人らは切つてもいいよと。もう今、わしらこの山売つて金もらわんでもええんやよということで、それやつたら切ろうかということになって、皆さんも御存じだと思いますけど、私、近所の人に聞きましたら1,500本ぐらい木を切つとるんです。また、そこには、木を切ってくれる方が見えるんです、林業の方がね。山見てもらつたら分かりますけど、大量に、今、材木を切っています。そんなに金にならんやろと思うんですが。そうなる、若い木もありまして、細い木なんかは、海のほうへ持つていって、イカダにするんだというので、使い道も、売りさばき場所もよく知つてみえる方です、材木を扱うとる人ね。そういう意味で、僕はこの話はいい話だと思いました。一言、ちょっと言うて、最初にもめごとになつたんでは、もうどうにもならん話なんですけども、それがぼろっと、この木切ってもらふと日当たりようなんねやけどなど言つたら、これ切つてええよと。これも切つてええよと。おれところまだ木若いけど切つてええよと。昔、一生懸命植えたけど、これもういいよということになって、今、花粉対策にもなると思うんです。そういう意味で、非常にいい話だと思いますので、話の例はそんな話です。本当は、我々が日常生活で独り暮らしで困っている老人の、例えば水道の話とか、電化製品の話なんかを、ちょっとここへ言うたらどうですかとか、ファンヒーターやとか、ストーブも、もう期限切れとるぐらいのやつを平気で使うとる場合があります。老人一人が。もう何十年もストーブ使うとる。そうすると火災になつたりするわけです。まちで時々火災で一人死んどる、火事で一人死んだとか、逃げ遅れたという話聞きますけど、恐らく、古

いストーブなんかを、よう捨てきれんで使うとるんやと思います。そんなときにはどうしたらええかと、いや、度会町で美化センターへ持ってきたらちゃんとしてくれるよとか、そんな話を聞いてくれる困り事窓口の設置をぜひお願いしたいと。この1点が、私の質問でございます。ちょっと話の仕方がまとまりなくて、申し訳なかったですけど、よろしく御検討をお願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さんおはようございます。

貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、度会町では年々高齢化が進み、いわゆる65歳以上人口の比率であります高齢化率は、上昇の一途をたどっております。

直近の2月末の状況で申しますと、人口7,788人のうち、65歳以上の方は2,827名、高齢化率は36.3%であります。

また、お一人で住まわれている高齢者の方は571名で、全世帯の18.3%が、いわゆる独居高齢者の世帯になります。

これは、御本人の届出による状況ですので、実際は、敷地内もしくは近所に、若い世代が住まわれているというようなケースもあるかと思いますが、いずれにいたしましても、貞森議員さんが言われますように、高齢者や高齢者世帯の割合は、年々増加傾向にあります。

今回の質問にあります、困り事相談承り窓口なる窓口は、現在のところ設置しておりませんが、福祉総合相談等は長寿福祉課において対応しており、また、このような高齢化社会への適切な対応についても、高齢者ニーズの把握はもとより、議員の皆さんからの御意見も賜りながら、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたしたいと思っております。

福祉総合相談の詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（濱岡 裕之） 岡谷長寿福祉課長、自席からの答弁をお願いします。

○長寿福祉課長（岡谷 吉浩） 町長に代わりまして、長寿福祉課から説明させていただきます。

町長が申し上げた福祉総合相談は、長寿福祉課内地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が対応しております。

業務内容につきましては、介護、健康、福祉、医療生活などの相談及び支援を福祉総合相談として承っているほか、高齢者の権利擁護として、消費者被害、高齢者虐待などの対応、介護保険の要介護認定で要支援1、要支援2などと認定された人の介護予防サービス利用に必要な計画づくりとその相談に従事し、最適なアドバイスを行っております。

以上、貞森議員への答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） ありがとうございます。

私ら素人、役場のここへ電話したら、こっちに電話してください、こっちに電話してくださいと言うてもろたらええので、役場の皆さん中身分かっていますから、そんなことを何やら課でやっとなやないかと思われるか分かりませんが、我々素人が何か困ったことあったときに、役場のここへ電話せえと。そしたら、こっち回してくれたり、こんな相談してくれたり、ここへ頼んだら、このぐらいのお金で解決してくれるよという、そういう案内だけしてくれる窓口でええので、各課のそれぞれのやつは、また、その2段目だと思いますので、できれば、何々相談窓口みたいなやつをつくっていただくとありがたい。電話はこれこれとって、110番みたいな形で、もう役場のここへ電話したら、必ずあっちへ回してくれる、こっちへ回してくれて、内容分かるようになります。初めから、何やら課のこととって、分かるとる人はええんですけど、我々みたいに分からないものは、そういう窓口を、ぜひ検討していただきたいということで、私の質問を終わらせてもらいます。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、貞森議員の質問を終わります。

また、ただいまの出席議員は10名となっております。

続きまして、2番 若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） おはようございます。6番議員の若宮淳也でございます。

それでは、通告書に従いまして質問のほうを早速させていただきたいと思っております。

度会町の医療体制の構築についてといたしまして、度会町は現在、人口が約7,800人、世帯数が3,000強ということで、少子高齢化も進行しております。また、人口の減少を食い止め、町民が安心して暮らせる地域にしていくための一つであります医療の充実がとても大切だと思います。

また、少子高齢化や時代の変化により、医療ニーズはこれまで以上に多様化しており、新しい医療体制を構築していかなければなりません。

今期定例会初日の町長の提案説明にもございましたように、令和5年度は医療やヘルスケアなどの取組を進めていくという考えが必要になってきます。そんな中、今の度会町の医療につきましては、町営の病院ではなく、民間の個人の病院などに大きな役割を担っていただいているというのが、現状でございます。

しかし、全国的に見ましても過疎地域や僻地、または度会町のような中山間地域では、医療体制を維持することが、年々困難になってきております。例えば、医師が高齢化で病院等が廃院になったり、人口の少ない地域におきましては、医療機関の経営が厳しいといったことが指摘されておりますし、これから人口が減少する中

で、医療の課題が今まで以上に厳しくなり、医師の確保さえも難しく、各自治体も悩まれているようです。

度会町も、このままでは身近に受診できる医療機関がなくなってしまう、医療の空白地になりかねませんし、付随する問題といたしまして、隣接する玉城町、南伊勢町、大台町、伊勢市などの医療施設に行かざるを得ません。そうすると、やはり別の移動の問題も出てくるであろうと思います。

このような厳しい状況の中で、町長のお考えといたしましては、新たな医療機関を誘致していくのか、医師の確保等に取り組んでいくのか、この約7,800人の町民の皆さんの健康と安心できる暮らしを守るために、どのような医療体制を構築していこうとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、本町には町立病院がなく、今まで町の医療を担っていただけでいた医院が閉院されたこともあり、医療の空白地となる可能性も否定できない状況にあります。

このような厳しい中、本町の医療体制をどのように構築していくかという御質問ですが、現在、取り組んでいますデジタル田園都市国家構想の中でも、電子媒体を活用した医療分野の検討が進められています。

また、昨年度には、役場と地域をつないでのオンライン健康指導を実施していますし、今年度は、大台町において看護師を同乗させた車が地区へ出向き、診療所の医師がオンライン診察する実証実験も行っています。

こういった取組からも、町外の医療機関の医師が定期的にオンライン診察を実施することも、理論上は可能になってきており、多様化に向けたポテンシャルに期待をしているところであります。

また、医師会との連携・協力による非常勤医師の派遣や近隣市町の医療機関への通院に、町営バスや福祉タクシーを活用するなどの面からも調整に努めたいと考えております。

今回、御質問いただきました町の医療体制の構築という新たな課題解決に向け、本町の実情を踏まえながら、多様な方策の実現に取り組んでまいります。

今後の検討に当たりましては、議員の皆さんからのお知恵も拝借しながら、前向きに進めてまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、若宮議員への答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 答弁いただきましたが、今、まさに医療の充実に向けて取り組まなければ、後手に回ると私は考えております。

もちろん、早急に近隣の医療機関等の連携と医師会等の協力を強化することが先決だと思いますけれども、身近に度会町で、まず、受診や治療ができる体制というのを確保していかないと、町民にとっては移動の問題もプラスされて、かなり負担が大きくなると思います。

また、慢性疾患に対応するための在宅医療や訪問看護などの考え方もありますし、あるいは子供たちを育てる親御さんは、小児科などの診療所があれば安心できるかなとも思います。

このように、医療ニーズが多様化する中で、度会町の医療がどのように進んでいくかということ、最も大事な視点でございますので、取組内容を町民の皆様には示す必要が、これからあるかなと思います。

先ほど町長の答弁の中でも、医療M a a Sという説明等もありましたが、確かに初診をしていただく環境、そして、看護師などが常駐、乗車する利用の車両を使って、バイタルなどの健康チェックをしてもらえるということで、町民の皆様の安心にはつながると思いますけれども、それだけでは当然限界もありますし、医療に対する町民の不安の多くを解決するものではありません。

特に、M a a SはスマートフォンやP Cを使える世代には、特に有用で、それを早い段階から導入することは、将来的に大きなプラスだと考えますけれども、現在の段階で、高齢者がスマートフォンやインターネットを活用できない世代の人の医療ニーズには、なかなか応えられないんじゃないかなとも思います。

そして、何より身近にアクセスできる病院などがあって、そこで診察、医療相談ができるということを、町民は求められているんじゃないかと思えますし、医療体制を度会町としてしっかり確保しなければいけないことかなとも思います。

地域医療の集約化の視点から、効率化・I T化などを活用するというのは、時代の流れかもしれませんが、それでは医療格差や医療難民が生まれやすい仕組みとも言えます。そのあたりについても、しっかりと対応していかなければなりません。

私個人的には、これからの度会町の医療は思い切った公的支出も含めて、積極的に医療を支えていく支援や補助がなければうまくいかないかなとも思います。例えば、北海道の佐呂間町という地域は、人口約5,000人の町で、もともと町営であった病院を途中から民間の医療団体に委託しましたが、それでも思うようにうまくいかないため、町営の病院として再スタートをして運営体制を見直し、民間の医療団体に丸投げするのではなく、民官連携で安心できる医療を提供するための工夫をされていると言われております。

このように全て民間にお任せするのではなく、医療の充実を度会町の考え方と積極的な取組が必要と考えますので、医療については、様々な課題が山積しております。

す。そういった姿勢を強く持っていただきたいとお願い申し上げたいなと思います。

あと、その質問の中でも申し上げましたが、度会町の医療体制が厳しくなってきましたと、それに付随する問題も出てきます。医療体制の充実と併せて検討しなければならない問題が、町外の病院への交通手段だと考えます。度会町の医療体制が厳しい現状の中で、町外での通院が求められてくるところにおいて、何か支援が必要じゃないかなと思いますけれども、その点について、現時点での町長のお考え、思いをお伺いしたいなと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 先ほどの初めの質問にもお答えさせていただいたとおり、医師会との連携とか、協力及び非常勤医師の派遣や近隣市町の医療機関への通院に、町営バスや福祉タクシーを活用するなどの面からも調整に努めていくっていうことを、私、初めの質問でお答えしたと思うんですが、これから検討していく、その辺も含めて検討していく、そういうことになろうかと思います。

伊勢とか、松阪とか、いろんなニーズがありますので、それに全て応えていくことは、多分できないと思うんですね。私は、ここの医者や、私はここの医者や、いろんな方が見えるので。しかし、全体的にどういう補助を出していくのかというようなことは、検討ができると思います。

多分、度会町で受診をされている方、近隣の伊勢とか、いろんなところで受診されると、いろいろな方がおられますんで、そこら辺も含めて、検討していく必要があるんだろうと思います。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 重複する質問のように、結果なってしまいましたけれども、一応、度会町の今後の医療として考える中で、今現在で言いますと、やはり近隣市町のほうの病院を活用される方っていうのも多くございます。その中でも、度会町の医療として、行き詰まってしまわないように、それらの先ほど言われたように、いろんな形でのその支援というのを、早急に考えていただくことが必要じゃないかなと思います。M a a S等の素晴らしい施策だと思うんですけども、そういったものも含めて、併用してできる度会町に、今、必要な医療体制、それを確保していただきたいとしますので、よろしくお願いたしたいと思います。

最後になりますけれども、この3月は年度の最終月であり、私たち議員も、任期最後の議会定例会ということになりましたが、町長そして職員の皆様には、日々度会町のために、いろいろと取り組んでいただいておりますこと、そして私の一般質問に対しても、誠実な対応をしていただきましたことを、この場をお借りいたしまして、感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮議員の質問を終わります。

続きまして、質問番号3番 長谷川多一議員。

《4番 長谷川多一 議員》

○4番（長谷川多一） おはようございます。初めに、多少時間を遅れまして、大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、私の質問でございますが、以前から感じてたことなんですけど、人口減少対策、これはどこの市町でも起こってることだと思うんです。当人口は、ここに書かせていただきましたように、2040年には、もう既に6,000人を割って、40年後の2060年には3,800人、4,000人を割るというようなことが見通されておる。そういう中で、今回の総合戦略を樹立していただいたわけなんですけども、あれでは、2060年、せめて5,000人を割らないようにというような施策を計画されていることは、随分楽しいことだなと感じておるわけでございます。

そういう中で、幸いこの令和5年度に、今年の予算を見せていただきますと、地域おこし協力隊を2名ほど採用したい、するという予定を聞かせていただいて、随分喜ばしいことかなと思ってはいます。それに絡めまして、せっかく地域おこし協力隊の方に来ていただくんなら、その方々が活動しやすいように、行政としてバックアップして、その限られた任期の中で、それなりの成果を上げていただいたら非常に喜ばしいかなと考えております。

そういう中で、私が感じておりますのは、既に、整備をされておりましたら失礼なんですけど、やはり空家が随分どこでも目立ってきている。その空き家も、そこに住まわれて亡くなられて空家になっただけじゃなくて、その息子さんなり娘さんが町外に出られて、そのまま空家になっている。でも、見てみると、幾らでも使える、まだ、ちょっと手入れしたら使えるような空家が、最近増えとるんじゃないかなと思っております。その辺の台帳を改めて、地区の自治会長さんなり、区長さんの御協力を得る中で、どこまでの項目を調べるかは別にして、せめて所有者さんの連絡先だとか、どういうものだとかというのを、台帳整備をしていただいたら、まずどうかと。それについて、今の整備状況なり、把握状況を、ひとつお伺いしたいなと考えています。

それから、それができておりますと、幸いホームページでも、大分前から整備されております空家バンク制度なんですけども、寂しいことに、今も3件ほどしかアップされてない。逆に、私の近所でも、ここ三、四年で新しく家を建てられてみえた方が4戸ほど、それから、いわゆる空家を自分なりにお探しになられて、入って来ていただいた方は4戸ほど見えて、8名ほど、地元の住民としては増えたなり、今から入るなり、準備をしてるなりというところが出てきてます。

空家バンク、ホームページを見なくて、どっかで本人が探されてくるということも起きるとすれば、この理由が田舎で住みたい、老後田舎で住みたいというような理由があったり、それから、南伊勢町辺りは津波が怖いというようなことで、南伊勢まで通えるんで、南中村のほうに家を建てて、住んで、南島町まで通ってみえるというような、そういう理由の方もいます。理由は様々だと思うんですけど、そういう方が空家バンクのホームページで、もっとアップされておれば、もっとアクセスしてくれる人が増えるんじゃないかなと、また個人的には思ってますんで、その登録を、まず増やすということができないかなと。ここには、考え方として登録を、特に県外の人たちも、家に見に来るのも月に一遍もけえへんような人もいっぱいおるんで、そういう人たちに、改めて、空家バンク登録してもうたらどうやろうという働きかけをしてもらって、台帳に基づいて、ここには登録するときに奨励措置どうやろうと思ったんですけど、それよりも、借りるのが成約できたときにでも、何か奨励措置ができひんかなというようなことを、一度お考えになっていただいたらどうかなと思ってます。

幸い、今年予算を見させていただきますと、人件費のほかに、何がしかの地域おこし協力隊に絡んだお金も4,500万円ぐらいアップされ、上げてもらってあるかなと。予算委員会的时候にも、ちょっと質問をさせてもらったんですけど、確実にガチガチに決まるとのということをお聞きしたら、かなり流動的な部分があるというようなこと。それからマッチング事業に絡めても、これ活かせるんかと。そういうこと、予算を何とかうまく使っていただいてでも、いわゆる成約時に、ここにもちょっと書かせてもらた、特に、仏壇なんかの処分、撤去、これにもお金もかかるんで、その辺を考えて、すぐやるんならですよ。考えて、金額も設定してもらえたら、もう少し登録しようかなっていう人も出てくるんじゃないかなと、私考えておりますんで、以上、2点について、今の人口対策、減少対策として、総合的に2点について具体的に、町長さんのお考えと現状をお聞きしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員の質問にお答えをいたします。

御質問の人口減少対策ですが、13年連続で人口が減少しているこの三重県においても、昨年からは人口減少対策課を新設し、県を挙げて取組が始まっているところであります。

御案内のとおり、本町においても2060年に5,000人規模のまちを存続させていくことは、私の中でも最低ラインと認識をしております。

人口対策は全国規模の問題でありますので、多様な施策が必要なことは承知しておりますが、その一助として初めて採用する地域おこし協力隊には、空家対策や移

住定住の分野をはじめ、まちに新しい風を吹かせてくれることを大いに期待しているところでございます。

詳細につきましては、担当課長が御説明いたします。

○議長（濱岡 裕之） 山下課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） それでは、町長に代わりまして、みらい安心課から説明をさせていただきます。

まず、空家台帳の整備状況についてですが、4年前に建設課主導で度会町空家等対策計画、こちらです、作成をしております。その際に、現地調査を行い、空家候補が207件、うち63件が完全空家と判明しております。空家バンク創設後、令和2年4月から毎年税務住民課の協力を得まして、固定資産税納入通知書に空家バンクの御案内として送付をしています。現在まで、14件の登録がございました。

空家バンク制度は空家対策の手段の一つであり、空家問題への取組はバンク制度だけで行うものではございません。まず、空家にしない、利用し続けることがまず一番で、空家になった際には、不動産として民間の市場で売買されることが望ましいことでございます。

そして、不動産の市場に載らない物件などは、空家バンクに登録していただきまして、マッチングのその架け橋となるものでございます。登録数は、もちろん増やしていきたいんですが、本町の特性として、年に数回は利用している、管理しているという現実もあろうと思われま。

御指摘の家財の片付けが、登録の弊害になるようであれば、登録推奨措置、奨励措置のようなものも検討していく必要があるかと考えております。

御指摘の地域おこし協力隊につきましては、空家バンクの活用や移住定住施策を押し進めるのはもちろんでございますが、空家は地域課題という面もある一方で、アイデアやノウハウで有効な活用ができれば地域資源にもなり得ます。地域おこし協力隊には、課題を資源に変えていく新たな取組を期待するものでございます。

以上長谷川議員への答弁させていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川多一議員。

○4番（長谷川多一） ありがとうございます。

よく分かりました。それで、先ほど課長からおっしゃっていただいた民間不動産会社での取引で売買がいいというような、それはそのとおりだと思うんです。その部分についても、民間だけに任せずに、民間は民間で上げてもらえばいいんで、ちょっと行政としては、行政として、こういう物件がありますよということを、できるだけ広く。今、来てもらっとる人なんか聞くと、いや、私は浜松から来とるんやとかさ、結構遠いところの人が入ってきてくれるということで、どこでその情報聞いたのかなと、また聞いてみようと思っとるんです。そういうようになり遠方

からも来てもらっとるということは、そういう情報ができるだけ目に触れる施策を講じてもらえば、民間は民間でももちろん商売ですから頑張ってくれると思うんですけど、行政のこういうホームページとか、こういうところに載ってれば、ちょっと見てみようかなっていう方が出てくるんじゃないかなと思いますし、先ほどから出てます地域おこし協力隊さん、いろいろなアイデア、私のようなアイデアじゃなくて、いろんなものも出していただけたらと思うんで、この際、人口減少対策について、町長もおっしゃられたように、何とか頑張って歯止めをかけてもらえるようにと考えてもらえればと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

（9時40分休憩）

（9時50分再開）

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 中森 慰議員。

○予算決算常任委員長（中森 慰） 御報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第1号 令和5年度度会町一般会計予算、議案第6号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第7号）、以上2議案につきまして、関係所属長、係長の出席を求め、慎重に審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 若宮淳也議員。

○総務住民常任委員長（若宮 淳也） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました議案第2号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和5年度度会町介護保険特別会計予算、議案第4

号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第8号 令和4年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第9号 令和4年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第10号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第11号 度会町個人情報保護法施行条例について、議案第12号 度会町情報公開・個人情報保護審査会条例について、議案第13号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例について、議案第14号 度会町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、議案第15号 度会町職員の高齢者部分休業に関する条例について、議案第16号 度会町特別会計条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例について、議案第18号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第19号 度会町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第21号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第22号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第25号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第26号 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第27号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第28号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第29号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第30号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第31号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第32号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第33号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第34号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、以上議案30議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 舟瀬 勝議員。

○産業教育常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました議案第5号 令和5年度度会町水道事業会計予算、議案第23号 町道路線の認定及び変更について、以上議案2議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

これを持ちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

◎討論（議案第1号～議案第34号、発議第1号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号 令和5年度度会町一般会計予算から議案第34号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について及び議員提出議案発議第1号 度会町議会の個人情報保護に関する条例についてを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第1号から議案第34号及び発議第1号の討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第1号～議案第34号、発議第1号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第1号から議案第34号及び発議第1号を採決いたします。

議案第1号 令和5年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和5年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和5年度度会町水道事業会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第7号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 令和4年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 令和4年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 度会町個人情報保護法施行条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 度会町情報公開・個人情報保護審査会条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第12号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第13号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 度会町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第14号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 度会町職員の高齢者部分休業に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第15号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町特別会計条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第16号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第17号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第18号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第19号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第20号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第21号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改

正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第22号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号 町道路線の認定及び変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第23号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第24号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第24号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第25号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第25号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第26号 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第26号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第27号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第27号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第28号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第28号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第29号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに

対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第29号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第30号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第30号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第31号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第31号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第32号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第32号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第33号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第33号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第34号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第34号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第1号 度会町議会の個人情報の保護に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第1号は、原案どおり可決されました。

以上、議案第1号 令和5年度度会町一般会計予算から議案第34号 川上辺地に

係る公共的施設の総合整備計画についてまでの34議案、及び発議第1号 度会町議会の個人情報保護に関する条例については、いずれも原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることについてを採決いたします。

賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、閉会中の継続審査とすることは可決されました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和5年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

(10時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員